

色葉字類抄に見える漢字の

字体・用法の注記についての研究(二)

山 田 俊 雄

漢字の字形の実現にあたって、基準となる字体の正誤は、他の言語現象の場合と同じく、汎時代的な規範を仮定してこれを律することは、常識的には一往許されることであり、従来行はれて来たが、特定の一時代の漢字とその用法について論ずる場合には、無条件に安易に承認できることではない。その一律に行かない所以を二、三の実例をあげながら、既に拙稿「熱田本平家物語の漢字とその用法の一側面」(三一)本誌第十八号。「漢字漢語のむつかしさ―周関の場合」―みすず第十一号三十五年二月)において取扱つてみた。本稿では筆者が従来、院政鎌倉時代の文字作品に用ゐられた漢字の、規範を探索するのに、もつとも多く抛り所として来た、「色葉字類抄」そのものの、漢字の字体・用法の規範意識を、記述することにした。それは、前出の本誌第十八号所掲論文の末尾に、補考として、将来にゆだねた問題であつたからでもあるが、さらに、ここに理由を細説する。漢字用法の規範意

識を、各時代にわたつて計測してみることに必要にこたへて各時代の字書の記事を扱ふことが、先づ手はじめに、比較的に便宜な方法と考へられる。元来用字法、ことに漢字の用字法は、その文字を使用して作成された文献における、現象の客観的な分類整理を通して推察できるものと思はれるが、現実にその作業に従事して見ると、その結果は、殆どの場合、他の確実な規範によつて始めて秩序立てが可能になるやうに、把へがたいものであつた。A文献、B資料、C文書といふ風に、対象にとりうるものの個数を増加して、多数回にわたる多数例を、集団化し、その集団における頻度を観察してみると、おぼろげながら型が描き出されてくる。その型の輪廓をもつて、その資料群の属する時代における一般的な基準に、ほど近いものと目するわけであるが、より以上に精確な方法が存在するならば、文字史の研究は、極めて生彩を帯びたものとなる筈である。しかし、現実には、資料の処理の困難

な作業であることが、次第に明白になつて、文字史的に、各時代の用字の基準を求めるとの必要度とは、うらはらに悲観的な境地が展前するのみである。各時代に作成された、字書・辞書の類を座右に備へて、それらに、個々の場合を問ひかけ乍ら、正誤や雅俗の基準を求めて援用して来たのは、右のやうなやむを得ぬ事情に出たのである。しかし、多少の觀察の経験の後に、今は、それらの基準そのものの再検討が考慮されなければならぬ。

ことばについての、雅俗の区別の意識については、既に先学の物せられたすぐれた研究があつて、語の用法の規範に対する觀察の視点も、ほど定石といふべきものがきまつてきてゐるが、漢字の、字体や、用法については、明亮に主題として扱つたものが、管見では極めて少い。特に時代的な特徴を考へに入れたものは、知られてゐない。康熙字典の權威に盲従して、日本の文字史的現実を無視した誤つた一般論で、すべての問題を処理して恬然としてゐることは、もはや断乎として斥けなければならぬ。文献学的方法の徹底といふ意味でも、過去の文献の正当な取扱ひの前提として、用字の正しい処理が要求される。主観的な判断の上に、中国字典の、時代の考慮の少い基準を援用することの、恣意的、因習的な所以を、もはや瞭然と悟らなければならぬ。それは、先の拙稿において明白に証したところであつて、望むらくは、萬葉集訓詁学者の文字の論も、すべて、文字の時代的位置についての顧慮の上に、築かれることを。それは、萬葉集の論者

においては、でなくして、萬葉集の論者もといふ意味で云はれなければならない。その意義は、実は二つあるのである。萬葉集のような漢字のみで書かれた文献の場合に、漢字の一つ一つが、詠歌の構成の内部に関与して来るものが少くないから、用字について、その作品の或る写本の作成された時代の規範が予め明かになつてゐる必要がある、それに加へて、萬葉集撰定時代の用字一般も知られてゐなければなるまい。古事記についても、また日本書紀をはじめとする六国史の場合でも、それぞれに事情があらう。しかし、その顧慮は、上代に溯ると、本来の漢字の國である中国の用法と直接し交渉がしきりにあつたから、日本の風土に、個性的と思はれる、ひずみやゆがみを多く生み出してゐなかつたかも知れない。その場合は、後世の用法よりも、中国の規範に忠実であつたらうと想像される。(勿論、これは想像の域を出ない。)それに対して、後世の場合——たとへば平安朝末期とか鎌倉時代とかになると、漢字の定着度が深く固く、広かつたであらうから、漢字を用いた文献での用字の意識は、かなり複雑であり、且つ、日本化したものであつたらうと想像される。(これも、いふまでもなく、未だ十分の論証はないから想像である)このやうに想像されるとするならば、萬葉集など上代文献を取扱ふ研究家のみが、漢字に鋭敏であつてよいといふものでないことは明かで、むしろ、上代に対処するとは別の、方法態度が要請されることを思ふべきであらう。少くとも言語史的な研究の、一環として、日本語にまつはる文字史を

取扱ふ立場からは、文字史上の事実として、眼に映る限りを、すべて平等に、予見なしに取扱はなければ、現象に対する清澄な洞察を自らさまたげることになる。漢字に関して現代人の有する識見も他の場合と同じく、極めて危ういものであることを、思ひ知らされてゐるからである。

かかる意味において、中世の漢字の用法を、文字史的に、多少取扱つて来た筆者に、一つの反省の時機が到来したのである。即ち、従来、しばしば利用し、しばしば中世の用字を調査する時に、かなり重要な意味を与へて、基準と見なしてきた、古字書中の白眉「色葉字類抄」が、真に、種々の角度からみて、文字史上の一時期の基準でありうるか否か。十分に批判に堪へるものであらうか、といふ疑ひを生じたことがある。

周知の通り三卷本色葉字類抄は、その成立時代が、天養から治承にかけての時期に属し、比較的明確である。その点から、本書は院政時代を中心として、前後の国語史を觀察する場合に、極めて珍重すべき内容を有する。なほ、いろは引きの字書の最初のものであり、国語辞書と称してもほゞ妥当するやうな画期的な体例を持つ。本字書ではその時代の、漢字によつて記し表はす習慣の成立してゐた多くの語について、語の意義分類を主とする独特の分類法によつて、用字が井然と編次されてある。このやうな性格を利用して、この字書を、この時代および近接する前後の時代の文字作品の研究に必須の資料として活用するのは、先学の教示した所で、今日もな

は全く正しい態度であると断言してよい。

さて、「字書」といふ名は、「字引き」と呼びかへてもよいが、字義通りに、字を検索し、引出すものの謂である。語をいろはの四十七字の排列によつて部類し、その語を表記すべき字を——すなはち真名・本字を一々について示した書物であるところの、この字書が、表記法についての、当代の規範を示したものでならば、当代の文字作品の用字の状況を調査する際に、種々の貢獻をなすものであり、従来も、嚴密な批判を省略してはるたが、その目的に用ゐられて来た。けれども、くりかへしてのべるが、たしかに、当代の一般的な、用字法・表記法の規範を示すものであるかどうかについて、検討する手続を、一度は試みなければならぬ。本稿は先づ、字体・字形からはじめて、問題提出の意義について解説を試みながら解いて見るつもりである。

いふまでもないが、この字書については、なほ同種の諸の問題が残されてゐる。たとへば、用字法上「俗」とあるのは何を意味するか、用語上の「俗云」は何を意味するかなど。これらについては、順を追つてのべることにする。

字類抄（以下、「三卷本色葉字類抄」の、本稿における簡稱とする）の、いろは各部の各門に見える、あらゆる用字についてのべる手筈であるが、問題提起の必要上、今、便宜によつて人事門・辞字門から着手する。さて、人事門は所屬する語において、特徴があるといふ点で、他の門とは性格の

異なる門である。伊の部でいへば、「人事付術芸并産業」の門目の示すやうに、門の立て方は意義分類と見るべきであるが、末尾にあげてある楽曲名を別とすると、他の門に比して体言が極めて少ない。伊の部を例にとつて見ると、所収の語は次の如くである。(同訓の多数ある場合は、代表の字のみを拾つてあげる。())の中の数字は、同訓の字の数。

- 生 イク (7) 寝 イヌ (7) 嬌 イム
- 殺 イケリ (1) 壽 イノチ (6) 賤 イヤシ (47) 嘘 イキス (1)
- 痛 イタム (55) 息 イコフ (11) 暇 イトマ (10) 瞋 イカル (32)
- 諫 イサム (11) 勇 イサム (11) 諡 イミナ (4) 聲 イラフ (9)
- 齋 イツク (1) 戈射 イツク (1) 又ヨコヤイル (1)
- 勢 イキオヒ (3) 饑 イヒウエ (1) 勞 イタハル (13) 憂 イタハシ (1)
- 偽 イツハル (25) 幸 イテマス (1) 綱 又イトクル (2)
- 楮 イトヨル (1) 石聞 イシカキ (1) 致齋 イミサス (1) 齋籠 イコモル (1)
- 逸 イチナリ (1)
- 幼 イトケナシ (3) 荷 イヤシクモ (1) 儻 イキトホル (6)
- 嘘 イキシカク (2) 師 イクサタチ (1) 瑯 イシハシキ (3)
- 綜糸 イトアハス (1)

○壹越調 イチヲツテウ 壹弄楽 イツロラウ

溢金楽 イツキムラク 壹徳塩 イツトクエム

移都師 飲酒楽 遊字女 石川楽 イシカハ

右によつて、同訓の字がかなり多くあることが明白である。即ち逆にいへば、一語を表記するに、異つた字が多くある、といふことである。「同訓」とは、本来「同義」と解してよいのであるが、ここでは同じよみといふ程度に解する。厳密な用語として用ゐないことにする。(厳密な意味に用ゐるためには、別に証明の手續を要する事がらだから。)そして、同訓の異字の間には、近似したものが多く、卒然として見れば異体字関係もしくは同字の重出かと思われるものも少くない。このやうな事情は、辞字門についても直ちに考察できる。伊の部の辞字門の状況を前にならつて、紹介しよう。

- 移 イ 去 イヌ (3) 出 イツ (5)
- 忌 イム (9) 入 イル (21) 射 イル (4)
- 汲 イル (4) 煎 イル (4) 愈 イユ (9)
- 謂 イフ 最 イト (3)
- 祈 イノル (10) 祝 イハフ (4) 綵 イロフ (10)
- 咍 イトム (5) 争 イソフ (3) 獸 イトフ (12)
- 咩 イナフ (2) 至 イタル (85) 懷 イタク (6)
- 在 イマス (2) 謂 又イハク (12) 叱 イサフ (2)

- 竊 イシマ(1) 捐 イフス(1) 賦 イラス(9)
- 未 イマタ(1) 乃 イマシ(1) 嗜 イテヤ(1)
- 否 イナヤ(4) 治 イヤス(1) 普 イヒテ(1)
- 何 イカニ(2) 契 イキル(3) 鯁 イラ、(1)
- 厥 イホル(1) 念 イソク(5)
- 営 イトナム(17) 徒 イタツラ(6) 戴 イタ、ク(9)
- 訝 イフカル(1) 雖 イヘトモ(1) 戒 イマシム(23)
- 慈 イツクシ(12) 豎 イヨタツ(3) 森 イヨ、カ(2)
- 祕 イカメシ(4) 幾 イクハク(1) 優 イウナリ(1)
- 争 イカテカ(10) 若 イツクソ(9) 弥 イヨイヨ(11)
- 隣 イトオシ(1) 霧 イフセシ(4) 聊 イサ、カ(3)
- 况 イハムヤ(3) 荀 イララク(4) 諂 イヒケツ(1)
- 鬪 イサカフ(1) 誘 イサナフ(4) 活 イキツク(4)
- 營 イソカハシ(23) 墮 イラレタリ(1)
- 點 イサチタリ(1) 潔 イサキヨシ(5)
- 掲 イチシルシ(2) 勞 イタツカハシ(3)
- 言 イフココロハ 忽 イルカセニス(4)

副詞・接続詞の類について同訓の異なり字数の種類多く集められてあることが明かである。

このやうな事情に、着目して、先づ、この人事門辞字門の漢字の規範のあり方を調査して見るのである。字類抄の三巻本は、周知のやうに前田家本と、黒川家本との二者を合はせ見ることを必要とする。本稿でも、その定石通りに進めるが始めに前田家本から見よう。

類似の字形のある場合を先づ次に挙げる。

伊の部では

- イカル ○瞋 嘆
- イサム ○怒 恕
- イサム ○調 調
- イサム 詭 詢
- イサム ○悖 悖
- イツハル 佯 詳
- イル(アクセント) ○姦 姦
- イル(アクセント) 焦 焦
- イユ 愈 瘡
- イノル 闕 視
- イトム 吡 吡
- イトフ 獸 麤
- イタル ○到 斫
- イク 蕓 蘇

(以上人事門)

ハナキル 村 村
ハル 擽 擽 (以上人事門)

ハズ 騰 騰

ハク 噴 噴

ハヘリ 陪 陪

ハナル 遠 遠

ハサム 挿 挿

(以上辞字門)

波の部では、右のごときが、その同類と見られる。たゞし
近似の判定の基準は、主観的であるから、厳格にすれば、も
少し件数は減少する。(他の各部についての調査の結果は、
本稿では、組版の都合上省略する)さて、問題は、これらの
項における字形上の差違が、かなり微細であるに拘らず、ど
のやうな規範意識を通して、この字類抄の記載事項となつた
かである。無作為に、又は恣意に集成されたかの観を呈して
ゐるが、どうであらうか。もしも、何らの規範意識も介在し
なかつたものならば、この字類抄によつて、この時代の文字
の用字の考証を行ふ時に、この字類抄に実例ありといふ理由
で、正字法乃至は、一般的用法と見るとは、甚だしく不精
確の結果を生ずるであらうから。一步をゆづつて、某字の用
法の一実例なりと認めても、その由来するところが明確でな
い以上、某文字における某用字と同一轍の用字たることを云
い得るにとゞまるであらう。

さて、ここで我々は、右の挙例の中において多少の例を示
したやうな、

×与同 又作×

の注記と、(×は標出字と交替する某一字を代表する記号と
する)

イ本× ×イ本 俗作×

の注記とを手がかりに見よう。そのやうな例は、先にあ
げたものの外に、多少ある。今、(一)又作(乍)× (二)俗作(乍)
× (三)乍× (四)イ本×の四項に分けて示す。

(一)

愧 又乍媿 (ハツ)

俱 又乍与 (トモニ)

唱 又乍謂 (トナフ)

塾 又乍整 (トトノフ)

象 又乍写 (カタトル)

繫 又乍整 (カサル)

昇 又乍擧 (カク)

暄 又乍諠 (カマヒスシ)

獵 又乍獮 (カル)

号 又乍號 (カウ)

類 又乍白 (カタチ)

紙 又乍縑 (ヨル)

照 亦乍炤 (テラス)

鎖 又乍鎖 (サス)

- 狭 又乍陝 (サシ)
- 輾 又乍碾 (キシル)
- 覓 又乍覓 (キホフ)
- 辭 又乍辭 (ジス)
- 効 又乍效 (シルシ)
- 暫 又乍暫 (シハラク)
- 峽 又乍笑 (エム)
- 翻 亦乍翻 (ヒルカヘス)
- 耄 亦乍耄 (モウ)
- 嬾 亦乍懶 (モノウシ)
- 泄 亦乍洩 (モル)
- 采 俗乍採 (トル)
- 暴 俗乍曝 (サラス)
- 廢 俗乍廢 (ホマレ)
- 嗤 俗乍欺 (アサムク)
- 齋 俗乍齎 (モツ)
- 點 乍嘿 (モダス)
- 栖 乍棲 (スム)
- 跌 跌イ本 (ハシル)
- 磔 イ本磔 (ハル)
- 享 イ本烹 (ニル)

宣 寅イ本 (ホトコス)

饒 饒イ本 (ヨホク)

榧 榧イ本 (カナフ)

述 述イ本 (アマネシ)

薇 薇イ本 (アラハス)

拆 折イ本 (ヒバル)

密 密イ本 (ヒソカニ)

尅 尅イ本 (セム)

統 統イ本 (スフ)

右の四項に分けた、各項の中の一件一件は、その前後で見
る限りでは、「又作×」の形式に例をとつていへば「×」字
は、同訓字として列挙せられない字である。また「イ本×」
の「×」字も同様である。それは

○倫トモ 偕友共 與又乍与 知朝兼 接朋述 公寛僚
儵奉 跨連 尋具已上同

○共トモニ 與知俱 又乍与 具已上同

○唱トナフ 又乍謂 称号 音言 嚇偈 誦頌 侑 嚙 行 殉 融

洞達 冲開 已上同

の如くであつて、我々の知識で考へるところとやゝ異なつた
記事が見られる。それはたとえば、カルの訓では、「狩」と
ならべて、「獵」と「鴛」とが、同訓字として大字で併列し
てあるべきであらうと思はれるに拘らず、実状は、

狩 カル 駟 獠 駢 獵 又乍鴛 驅 苗 宛 駒 田 咤 駸 駸
蒐 已上同

とあつて、「獵」と「携」との関係は、特に、他の同訓字のどれともちがった、いはば特殊な関係にあることがかなり明白に示されてある。別の面からさらにいへば、大字で列記された字体相互の間には、たとへば異体字の関係といふやうな關係が積極的には承認されてゐないと解せられるのである。先の例の

與又乍与

の場合に正にそれである。しかし乍ら

俱又乍与

は、もちろん異体字關係とはみとめがたいし、上に「與」字を掲げてあるだけに、奇妙な印象をうける。しかし、ここでも「與」を一度あげた上は、「俱」の注にあげた「与」を、もう一度大字で同列にかゝげてゐない点が注意される。

号又乍號

でも、当然これは「号カウ」の次に大字で「號」とあるべきところであるが、さうはしてゐない。その理由として、一つには、「号」の下に異体字關係として一度あげたものであるからか、または「カウ」のよみで同意のものが他に何らの字も考へられなかつたためか、とにかく二度はあげる要を認めなかつたものと解される。が、また、二つには他の字書などからの傳承の記事であることが考へられ、本字類抄の体例の不統一を物語るものかも知れない。この傳承にかかはる問題は、ひろく検討するだけの価値ある問題であらう。

泄又乍洩

について見ると、その訓の代表の字、「漏」以下十二字を大字で列記してゐるが、その中に、「洩」の字が大字で出てゐる。この「又乍×」では他の諸項についても、多少このやうな事情がある。このやうに、大字の標出字と、注記の中に出了た小字との關係には、項によつて性質の差がある。注記は、その注を付した親の字のみにあづかる事からの如くに考へられるが、やゝ深い、意味を消極的に示す注記であることもあつて、大字の部分との關係が多少みとめられるのである。

「俗作×」の中の

廢俗作褒（ホマレ）

の場合、その門の二音節語の次に

廢ホム（以下九字省略。たゞし「褒」の字を含まない）

がある。之でみると、ホムの項には「俗乍褒」の注記が存しない。このやうな例は他にもあるが同字を別訓の下に別項として扱ふ時に、必ずしも、一々それに相当する俗の字ないし同じ用法の字を示さないといふことが分る。このことから、そのやうな關係あるものについて一々の場所で、詳しく注しない態度であつたと推知することが出来る。しかし乍ら、格別の關係にある字を大字で別掲しないといふ点は、極めて消極的な態度ではあるが、一つの秩序のあることを示す。

辭又乍辭（ジス）

に対して、

辭イナフ 怪同

の項があるが、ここでは「辭」を大字でも、また注記でも掲

げてゐない。完全に代替の出来る場合には、その何れか一方を掲げて注記無しですますか、または、注記して代替關係を示すか、この二つの方法の一つに従ふのが通例であつたと考へられよう。

嘆エム 又乍笑 咲呼 已上同
に對して

咲ワラフ (以下十七字省略。たゞし「笑」を含まない)があるが、これもやはり同様で、後者では「嘆」を掲げて、「笑」を掲げない。

この様に見て来ると、先にあげた、類似近似の字体が、ひきつゞいて、または、やゝ離れてあらはれるやうな記載のしかたについての疑ひは、かなりよく晴れて来る。即ち、我々の目で字体が酷似してゐるとしても、この字類抄の編者の意識では、とにかく別字として取扱ふべきだと考へたものであらうと考へざるを得ない。不注意による重複とみることは不当と思はれる。先に「贅」と「替」との代替關係について小論をなしたが、字類抄に限る限りでは、それは、異體關係の有無はさて置いて、とにかく別字として掲げられてあつたことと了承すべきものと思はれる。(なほ、右にあげた「俗年×」の「俗」の意味については、順を追つて後に示す用字法の考察の時に、あはせて論じたいが、ここでは結論的に、永山勇氏が、かつて、日本書紀などの古典や和名抄における「俗」を論じられた時の結論が、示唆に富むものであることのみを、あらかじめ述べておく。)

以上、數個の場合を例として、問題のありかたについて、解説したことにする。先に本字書の疊字門の訓詁の語の性質を論じた折にも、先代の文献との間に記事の傳承の跡が指摘できることを述べたことがあるが、次に注記にあらはれた「俗」の意味を説明しながら、先行の文献から継承した要素と、本字書固有のものとを摘出して見よう。

古字書において、字または語について注記の施されてあるのは、大体現代の辞書における、語性の説明・語義の解説・用例の挙示の項に相当するものと考へられる。橋本進吉博士のこの字書について「漢字の下に意義を註したのは、主として同訓異字を分つ為、之に音を註したのは索め出した字を用ゐる時の便宜の爲である」(「古本節用集の研究」三〇二頁)と論じた如きは、一見して穩健な中正な説と見えるが、実は局部的にしか該当しない一面觀であると思はれる。即ち、先にのべた人事門・辞字門のやうな、同訓異字の異なり字数の多いものの場合にあてはまるけれども、他の十數門について劃一的に適用の許される立言であらうか。たとへば、疊字門における意義分類に関する、かなり精密な注記は、なほ実用面と直接したることをほゞ証明しうる。(これについては、別稿「色葉字類抄の疊字門の語の註」―特に「名」「詞」の名目について―公表する予定で、それを参照せられたい)音を注するのが、検出された字の実用上の便宜のためと説くのは、その言そのものが曖昧であるが、字書の使命からみて、実用上の便宜を考慮しないで、体例をなす事など、本来あり

得ないことではなからうか。

このやうに語を漢字であらはず時の用字法を示す点にこの字書の実用的機能のみを見出したのは、思ふに類聚名義抄のやうな先行字書が、ま正直に、漢字を標出し、漢字自身の字形の組織体系によつて排列した文字中心のもので、よみ方が追隨してゐたと考へる前提にとられ、それらとの体裁上の相違点を、ことさらに浮彫りしようとした固定觀念のしわざであらう。字が、親見出しになつてゐるから、字書だ、語形が検索の手がかりになつてゐるから辞書だ、といふ考へ方はやや単純ではあるまいか。検索の手段と、字書(辞書)の本体とを分けて見ると、検索の手段が、格別に編集されてある場合は、本体を見て、直ちにその書の性質を論じてよい。しかし、検索法が別に存せず、本体の排列法のみが、検索の唯一の手がかりであるやうな場合には、本体の性質を、たゞ体裁からのみするのは、あまりにもシンプルなアプローチである。たとへば類聚名義抄は、仏法僧の三部を分けるが、その三部の名は、内容とそれほど深い関係はない。たとえば、仏の部に属せしめられた部首は、

人・イ・彳・冫・走・夂・一・丨・十・身・耳・女・舌・
口・目・鼻・見・日・田・肉・舟・骨・角・貝・頁・多・
影・手・木・犬・牛・片・彡・彘・凡・攴・八・大・火・

黒

であるが、それが、仏法僧三部の中の仏の所属であることの必然性はない。また、人・イ・彳・冫・走の順序について、

格別の必然性は解明できない。たゞ、字の形を、単純な要素に分解しながら、その要素にしたがつて類聚したことは明らかである。次に人・イ・彳の中で、多数の字の排列にも、序文に、相似たものを隣合せにしておいたといふがそれ以上の格別の秩序は今のところ調べられてはない。各字の事項は、漢字の大字で書き、下に小字割り註の形で、字体・異体字・反切・和訓・和音また別字による意味の注、時に人名、国名、地名などの区別の注をふくむ。時には、他の部との参照を指示する注もあつて、これらは、すべて、その標出字についての解説に相当する。

さて、色葉字類抄の、掲出項目——標目になつてゐる漢字の単字もしくは熟合字のかなり多数のものに、付けられてある注記は、語形について云ふもの、意義についていふもの、また用字法や、先にふれて来た字体についていふもの、用ゐる場合(他の語との対応関係)を示すもの、など種々ある。その中に、先に示した人事辞字の両門にもあらはれてゐるが「俗」の語を用ゐてゐるのがかなり著しい。

たとへば、伊の部の地儀に

(1) 家カケ俗 イへ居也
三位已上云一

(2) 沙 イサコ
水散也
俗作砂

また、同じ伊部の植物用に、

(3) 菘 イチヒ
骨里反俗用之
(型としては俗用×字・俗亦用×字

をふくむ)

また、伊部の動物に、

(4) 春黍 同 俗呼蟋蟀 (型としては俗・俗云・俗謂をふくむ)

とあるのがそれである。今、右の四例に順に(1)(2)(3)(4)の記号を与へる。この(1)(2)(3)(4)は、注に「俗」の字を含むのであるが、それぞれ形式的にみて型が異なるものと考へられる。それは、この四項の相互の比較から考へられるばかりではなく(1)―(4)の型を有する注記が、それぞれかなりの数をかぞへるといふ理由から、一層明白である。

さて、右の(1)(2)(3)(4)の「俗」の字を含む注の四つの型は内容上もまた十分に四つの類型をなすであらうかを検討する。

右にあげた(1)の型の特徴は、「俗」が、「ケ」といふ字音よみにかかはるといふ点であらう。この類は、次に掲げるやうに、他の部・門にも少からぬ例を見る。本字書の種類にしたがつていろいろの順に示す。たゞし、各項について、それぞれの注全体を示すことをしないで、最小限の必要記事のみを掲げる。(ここでの注の文の省略は、本稿の論旨に影響がないと判断して誤りではない) 原文の二行、三行の分注を一に行に書下し、声点を「ハ」に注する。() は字の右・左にある注を示し、/は行の切れ目である。

○家 ケ 俗/カ/イヘ

○兄 クキヤウ俗/イロ子/アニ/クエイ

衣架 イカ俗/ミソカケ

○坊門 ハウモン俗(バウモン)

○鼻 ヒ平声俗/ハナ

○腫 シヨウ/ハル/スウ俗

半熟 ハンスタ俗

龍膽 リンダウ/俗/ニカナ

人蔘 ニンシン俗

如意 ニヨイ俗

○星 シヤウ上声俗/ホシ/セイ

○牡丹 ボタン/ホウタン俗

百部 ハクフ俗/ホトツラ/ホトカタツラ

(イ・地儀)

(イ・人倫)

(イ・雑物)

(ハ・地儀)

(ハ・人躰)

(ハ・人躰)

(ハ・雑物)

(ニ・植物)

(ニ・植物)

(ニ・雑物)

(ホ・天象)

(ホ・植物)

(ホ・植物)

〔ケー去。カー平〕

〔クキヤウ去。クエイ平〕

〔上平〕

〔バウモン去・上。ハウモン平上〕

〔ビー平。ヒー去〕

〔シヨウ去。スウ上〕

〔平入〕

〔リンダウ去上〕

〔ニンシン去上〕

〔ニヨイ去平〕

〔シヤウ上。セイ平〕

〔ボタン去平。ホウタン上平〕

〔入平〕

○反故 ホク俗／ホンコ

方磬 ホウキヤウ俗

寶幢 ホウトウ俗

寶鐸 ホウチヤク俗

斑竹 ヘンチク俗

豹 ヘウ俗／一云ナカツカミ

○疫 エキ／ヤク俗／トキノケ／又エヤミ

燈臺 トウタイ俗

燈爐 トウロ俗

同黃 トウワウ俗

斗 トウ ト俗

地黃 チワウ俗

丁瘡 チヤウサウ俗

○帳 チヤウ／平声俗

鎗石 チウサク俗

○龍膽 リウタウ俗／リウタム

○偷兒 チウ 去声俗／ヌスヒト／トウ

○芎藭 クク俗／ヨムナカツラ／キウキウ（後筆）

○男子 ナム去声俗／ヲノコ

横被 ワウヒ俗

講堂 カウタウ俗

麻黄 マワウ俗／カツネクサ／アマナ

賣子木 ハイ俗／カムチサノキ

汗衫 カザミ俗

〔ホ・雜物〕

〔ホ・雜物〕

〔ホ・雜物〕

〔ホ・雜物〕

〔ホ・植物〕

〔ヘ・動物〕

〔ト・人躰〕

〔ト・雜物〕

〔ト・雜物〕

〔ト・光彩〕

〔ト・員數〕

〔チ・植物〕

〔チ・人體〕

〔チ・植物〕

〔チ・植物〕

〔リ・植物〕

〔ヌ・人倫〕

〔ヲ・植物〕

〔ヲ・人倫〕

〔ワ・雜物〕

〔カ・地儀〕

〔カ・植物〕

〔カ・植物〕

〔カ・雜物〕

〔故一平〕

〔ホウギヤウ一去平〕

〔ナシ〕

〔平入〕

〔ヘン一平〕

〔豹一去。ヘウ一平去〕

〔疫一去〕

〔トウダイ一去上〕

〔去上〕

〔ドウワウ一去上〕

〔斗一上〕

〔チワウ一平上〕

〔瘡一上〕

〔去および平〕

〔ナシ〕

〔ナシ〕

〔チウ一去。トウ一平〕

〔クク一去上〕

〔男一去および平〕

〔ワウビー一平平〕

〔カウダウ一平上〕

〔ナシ〕

〔賣子一平上〕

〔カザミー一上平平〕

高座 俗／カウサ

鏡臺 キヤウタイ俗／カカミカケ

香爐 カウロ俗

(カ・雑物)
(カ・雑物)
(カ・雑物)

〔カウザー去平〕
〔キヤウダイー平上〕
〔ナシ〕

(以上 前田家本による)

○蒨韞 (サクトク)／ソクトウ／俗

○疽 ソ俗音去声

樽 ソン俗

頭風 ツフ俗／カシライタ、キヤマイ

投壺 (トウコ)俗／ツホナケ／ツホウチ

梨子 ナシ俗

○腦 (タウ)ナウ俗／ナツキ

○錫 (セキ)シヤク俗／同ハナマリ

蘭 ラン俗

○袍 去声俗／ウヘノキヌ

糲 キヨウ俗

人民 (ニンミン俗)／オホムタカラ

燈明 (ミヤウ俗)／オホミアカシ

萱草 クワンサウ俗／又ワスレクサ

○澗 (リ)平声俗／クソヒル

○琥珀 (コハク)／クハク俗

華髻 ^(マツ)クワマン／俗

空青 (クシヤウ)／俗

麥門冬 (ハクモントウ)／俗／ヤマスケ

○山形 (キヤウ)／上声俗／ヤマカタ／ケイ

(ソ・植物)
(ソ・人躰)
(ソ・雑物)
(ツ・人躰)
(ツ・人事)
(ナ・植物)
(ナ・人躰)
(ナ・雑物)
(ラ・植物)
(ウ・雑物)
(キ・人躰)
(オ・人倫)
(オ・雑物)
(ク・植物)
(ク・人躰)
(ク・雑物)
(ク・雑物)
(ク・光彩)
(ヤ・植物)
(ヤ・雑物)

〔バクモントウー入平上〕

〔ナシ。この項以下黒川本によるので声点不明〕

應 (チャウ俗) / 音丁 / マツリコト也 / マツリコト、ノ (マ・地儀)

○眉 (音去声俗) / マユ / (ヒ)

袈裟 ケサ俗 (ケ・雑物)

○金 コム 去声俗 / コカネ

糊 コ俗 音五

胡粉 コフン俗

金青 コムシヤウ俗

○瘦 (エキ) / ヤク俗 / エヤミ 又エ / 又トキノケ

天井 テンシヤウ俗

昌補 (シヤウフ俗) / アヤメクサ

○脚 (カク) 俗キヤク / 同(アシ)

○銅 (トウ) / 去声俗 / アカカネ

○油 ユ俗 / アフラ / イウ

油瓶 (ユヒヤウ俗) / アフラカメ

苞苴 (ハウシヨ俗) / アラマキ

石楠草 サクナムサウ俗 / 又トヒラノキ

○犀 音西 サイ俗

○象 サウ / 平声俗

月水 (クワツ俗) / サハリ

三鉢 サムコ俗

草座 サウサ俗

○象 (サウ) 平声俗キサ

油単 ユタン俗

(コ・雑物)

(コ・雑物)

(コ・光彩)

(コ・光彩)

(エ・人躰)

(テ・地儀)

(ア・植物)

(ア・人躰)

(ア・雑物)

(ア・雑物)

(ア・雑物)

(ア・雑物)

(サ・植物)

(サ・動物)

(サ・動物)

(サ・人躰)

(サ・雑物)

(サ・雑物)

(キ・動物)

(ユ・雑物)

〔金―去および平〕

〔ゴ―去〕

〔胡―去。ゴフン―去上上〕

〔金青―去上。コムシヤウ〕

〔瘦―去〕

〔天井―去上。テンシヤウ〕

〔昌補―去上〕

〔脚―入〕

〔銅―去および平〕

〔油―去および平〕

〔油瓶―去上。ユビヤウ〕

〔苞苴―平平〕

〔楠―平〕

〔犀―去および平〕

〔象―去および平〕

〔月水―入上〕

〔三鉢―平上。サムゴ―平平上〕

〔草座―平平。サウザ〕

〔象―去および平〕

〔油単―平平〕

(以上 黒川本による)

馬腦 メノウ俗

○聾 (ロウ)リヨ俗 / ミミシヒ / ミミツフレ

未醬 ミソ俗

衣袈 (イカ)俗 / ミソカケ

○幣 (ハイ)平声俗 / ミテクラ

鷄尾 シミ俗 / クツカタ

肉 (シク)ニク俗 / シシ

浸淫瘡 心ミサウ俗

尺八 シヤクハチ俗

○紗 (サ)シヤ俗

紙老鴟 (シラウシ俗)

○朱紗 (スウシヤ俗) / シウシヤ

獄 (コク俗) / ヒトヤ

白檀 ヒヤクタン俗

水頭 ヒツ俗

火爐 (ロ俗) / ヒタキ

屏風 (ヒヤウフ俗)

白青 (ヒヤクシヤウ俗)

○響 (ケイ) / モトトリ / ケ平声俗

天門冬 (テンモントウ俗) / スマロクヤ

櫻欄 スロ俗

○種枋 (ノハウ) / スハウ俗

(メ・雜物) [ナシ。この項以下黒川本による]

(ミ・人躰) [ナシ]

(ミ・飲食) [ナシ]

(ミ・雜物) [ナシ]

(ミ・雜物) [ナシ]

(シ・地儀) [ナシ]

(シ・人躰) [肉一入]

(シ・人躰) [心ミサウ一平去上上]

(シ・雜物) [尺八一入]

(シ・雜物) [紗一平。シヤ一平上]

(シ・雜物) [紙老鴟一平平]

(シ・光彩) [床子一平上]

(ヒ・地儀) [朱紗一去上]

(ヒ・雜物) [獄一入。ゴク]

(ヒ・動物) [白檀一入平。ビヤクタン]

(ヒ・雜物) [ナシ]

(ヒ・雜物) [爐一平]

(ヒ・光彩) [屏風一去上。ビヤウフ]

(モ・人躰) [白青一入上。ビヤクシヤウ]

(ス・植物) [去および平]

(ス・植物) [天門冬一去上上]

(ス・雜物) [スロー去上]

なほ、多少うたがはしいが、「鴉尾(シ) 音俗/クツカタ (ク・地儀)」がある。これはシ地儀のそれと表裏になるものであらう。

右の百七項は、類型(1)に属するすべてを列挙したものである。これらの項の所属する部門は、右の中段に示した通りであつて、やゝ著しい傾向が見られる。即ち

部—イ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ・リ・ヌ・ヲ・ワ・カ・
ソ・ツ・ナ・ウ・キ・オ・ク・ヤ・マ・ケ・コ・エ・
テ・ア・サ・キ・ユ・メ・ミ・シ・ヒ・モ・ス
門—天象・地儀・植物・動物・人倫・人躰・人事・飲食・
雑物・光彩・員数

のうち、部については、その所属の部は一般的な語の所属・分布状態とちがふ、格別の意味をあらはしてゐないと思はれる。門についてみると、この字類抄の門の二十一種のうちこのところに見えないものが、方角・辞字・重点・疊字・諸社・諸寺・国郡・官職・姓氏・名字の十門である。また先にあげた門の十一門のうち、人事門に属するものは、「投壺(トウコ)俗」の一例のみである。員数門も、「斗トウト俗」の一例のみである。これについては後に再説するが、字音のみに関しての「俗」の注が見えない諸門は、そこに所属する語の性格に一定の共通性があらうと考へられる。一方、この字音よみに関する「俗」の注を有する門の側にも、ある種の共通性格を想定することが可能と思はれるのである。天象・地儀以下の十門について、所属の語の数を調べて見ることに意

味があるかどうかといふに、今ここではたしかなことは云へないけれども、これらの門名からみると、同一語の漢字表記の語ならば字音よみであつても、訓読であつても、その語の意味機能にはさして大きな変化が生じないであらうと思はれる、状況の下におかれてあることが明かである。もつとわかりやすくいへば、先にあげた人事・員数の二門所属の二語を除いて、ほとんどすべてが、体言であるといふ顕著な事実が見られるといふことである。人体門に属する語には、動詞も少くないこと、周知のとほりで、右の挙例中にも

腫 ショウ ハル/スウ俗
痢 (リ)平声俗/クソヒル

の二例が、訓読では動詞であるから、先の二例とあはせて、除外して見るべきであるが、

天象一

人事一(投壺—訓読ツホナケ)

地儀七

飲食一(未鑿)

植物一九

雑物四四(うち一重複)

動物五(うち二「象」は重複)

光彩七

人倫四

員数一

人躰一七(うち二例は訓読が動詞、一は重複)

のごとく分布する。先のべたものを除外することによつてこれらの語が、いはゆる「物の名」に属する体言であることが判明する。さて、ここにおいて他方の十門に、字音よみの語が少からず見えてゐるに拘らず、字音にかかはる「俗」の字をふくむ注の皆無なることに意味が生じて来るのである。

字音よみの語は、各部の疊字門に熟語として甚だ多く見えるから、字音といふことだけで、「俗」といふ注が付せられたとはいひがたいし、人事門や辭字門にも、一字の漢語がかなり多くのせられてあつて、字音を、反切で注したり、類音で注したりすることが稀でない。ことに、一字の漢語をサ行變格動詞化したものも掲出されてあるから、字音よみの語が著しく他と異なるといふものでもなかつた筈である。また、右の天象地儀以下の十一門中にも、字音よみの語は稀少とはいへない。そこで、何故これらに、特に「俗」の注があるかを考へるが、○印を頭に付けた三十六語の如きは、明かに、字音の四声のちがひにふれてゐるものがあり、清濁にふれてゐるものあり、母音の長短に関するものもあり種々である。しかし、これらは明かに併行する他の字音よみを示したものであつて、一つの型を形成するものと考へてよろしい。○印のない一般のものもふくめて見ると、俗は、吳音や和音に相当する字音に大体限られて來てゐる。さすれば、「俗」を、たゞ、正雅に対する卑俗とすることは不可能であらう。

それはまた、「衣架」がイの部に在るやうに、字音よみによつて部の所屬を決してゐる語が六十二の數に上り、中で訓よみの語形のないものが五十八あることも、それらが「物の名」であるだけに語彙論的にみて興味深い注といふべきである。

そこで、考へられる、解明の方法としては、本字類抄中の他の類型に屬する「俗」の字をふくむ注の性格を明かにしつ

ゝ、それらと対照的に、「俗」の性質を決定してゆくのが、第一である。他は、この字書から離れて、他の文献においてそして一般的に「俗」とは何を、意味したか、字書類では一般にどんな用法の下にあつたかを知つて、それを足がかりにすること、これが、その二である。

類型(2)では、字体の異同が注せられてゐる。これに屬するものを次に、列挙する。記事を簡略にして、見出しの字を上に、俗作(乍)×の×にあたるものを下に出す。さらに下によみを示す。

沙——砂	(イサク)
塵——厘	(イチクラ)
覆釜子——覆盆	(イチゴ)
薯蕷——暑預	(イモ)
絲——糸	(イト)
稱——秤	(ハカリ)
暴——曝	(ハラサラス)
人蔘——人蔘	(ニンシン)
廢——褒	(ホマレ)
開——関	(トサシ)
采——採	(トル)
糶——粽	(チマキ)
鼈——鱉	(カハカメ)
蛭——蝨	(カヒコ)
酥——糝	(ソ)

黏——粘

淚——涙

臘——腊

(牛)莠——房

耀——焔

豔——艶

惹——榘

皂——臭

薯蕷——暑預

豔——艶

傷——齏

(ナミタ)

(ラフ)

(ウマフ、キ)

(クハノミ)

(クリ)

(ヤマノイモ)

(エムス)

(サカツキ)

鮮——黻

(スクナシ)

これらは、「俗」に、下字を書記して用いるといふ意味に解釈することができる。これらのうちで単字についてはその字で書きあはされる語の、個々の場所に註されてあるけれども、語の性格との必然的な関連を見出すことは困難である。勿論、二字熟合の場合には、単なる異体字関係の注記ではなく、用字法の範疇に入れるべきであるから、類型(3)に近似してゐる。ここに用ゐられてある「俗作(乍)×」の「俗」は類聚名義抄といふ先行の字書の記事との照合によつて、既に早くから、正字に対しての「通・今・或」などとならぶ「俗」と考へられて来たものが含まれてゐることを知るのである。

(以下次号)